

荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)公募要領等に関する質問及び回答

R2.9.11

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内 容	回 答
			第1、第2 など	1、2 など	(1)、(2) など	(ア)、(イ) など		
1	公募要領 経験等の要件に ついて	6	第2章	1	(4)	工	「水源地等運転監視制御業務」の実施を担う者についての経験が問われているが、当該業務をとりまとめる係の長のみが経験を有していた場合でも要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	「水源地等運転監視制御業務」の実施を担う企業が、5年以上の契約実績を有していることが要件であり、個人に対して求めているものではございません。(ただし運転管理の経験を持たない個人を配置したこと起因した要求水準未達等については、運転監視業務の過失だけでなく不適切な配置も併せて過失として勘案される)
2	基本契約書 株式譲渡につい て	2 3	第7条	2			第7条の2項の内容を遵守したうえで、株式譲渡を行う場合は、市も同意していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本契約書(案)第7条第2項の規定を遵守していることは、基本契約に基づく株主の義務であるとともに、株主がSPCの株式を譲渡しようとする際に、市が同意するための最低限の条件となります。そのため、当該規定を遵守している場合であっても、市が株主による株式譲渡に同意しないことはあり得ます。
3	業務委託契約書 (案) 工事等業務の工期 設定について	1	第3条				荒尾市水道事業の効率化・平準化を行う為に複数年度契約の工事を実施することは可能との認識でよろしいでしょうか。	合理的かつ経済的な施工内容であると判断された場合、柔軟さを持った契約内容であり、かつ業務委託契約書(案)の規定に従って実施いただく限りは、複数年度契約の工事を行うことは可能ですが、ただし、公会計における予算編成は議会の承認を受けることや、補助事業、起債事業など、国県等の上位の規定等により制約があるため予算と大きく乖離しないよう事前協議が必要です。 なお、複数年度にわたり実施される工事のサービス対価(工事等)の支払いについては、業務委託契約書(案)別紙3をご参照ください。
4	業務委託契約書 (案) 貸与品一覧の取 扱いについて	4	第14条	3			受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは～市に借用書を提出しなければならないとありますが、書式等は受託企業で作成してもよろしいでしょうか。	書式等は任意の様式で問題ありません。
5	業務委託契約書 (案) 貸与品について	4	第14条	5 6			貸与品が不要又は故意、過失によらない故障等が発生した場合は返却してもよろしいでしょうか。また、故障等した場合は新たに貸与していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解の通りです。 後段は、貸与は既存品の利活用を目的としたものであり、不足が生じた場合は受託者により調達してください。
6	業務委託契約書 (案) 緊急重点更新業 務とその他修繕 について	6 7	第18条 第23条	3			第23条の施設更新の請求については、第18条第3項に規定される緊急重点更新業務の内容と施設の更新の請求についての規定がされているとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、緊急重点更新業務よりもその他修繕を先に実施することとなりますが、LCCの考え方に基づき、修繕と更新を比較(耐用年数・工法など)し、更新が優位であることが確認できた場合は、その他修繕を行う前に緊急重点更新業務を行う協議をさせて頂くことは可能でしょうか。	受託事業者が行う業務委託契約書(案)第18条第3項の緊急重点更新業務と市が行う第23条の施設更新は異なるものです。 ご質問いただいたような場合で、「対象施設の機能を維持しようとするのが著しく不合理である」との要件に該当するときは、その他修繕を行うことなく、市が施設の更新を実施することもあり得ます。
7	業務委託契約書 (案) その他修繕業務 の適用範囲につ いて	7	第22条				その他修繕において、導水管及び送配水管以外の～と記載がありますが、「給水管の一部」においても導水管及び送配水管と同様にその他修繕の対象外であり、管路に係る修繕に該当するとの理解でよいか。	「給水管の一部」の修繕は、「管路に係る修繕」に含みます。

8	業務委託契約書(案) 収納収入金の取扱いについて	10	第36条	1,2		収納した全ての収入金は、1日毎に集計後、受領日の翌営業日に市の指定する銀行口座に振り込むものとする。とありますが、業務要求水準書(案)および業務委託契約書(案)別紙1において、収納および領収済通知書の受取とされており、銀行への振り込みは貴市にて実施されとの認識でよろしいでしょうか？	収受した収入金は市が契約した警備会社へ平日の営業日に受託事業者において収入受払簿で収納金の受け渡しを行っていただきます。その後、各銀行窓口で支払われた領収済通知書を、荒尾市企業局出納取扱金融機関に受取に行っていたことで、業務委託契約書(案)第36条第1項に定める振込が完了するものとします。
9	業務委託契約書(案) 第67条及び別紙[10]または別紙[3]第[2第[2]項[(6)]の規定に従わない際の規定について	13	第47条	2~5		第47条第5項について、本案第2~4項との違いを確認させてください。 第47条第5項は、下記の条件の際は、市が全額を費用負担を規程するものと理解しますが、具体的な想定事例をご教示頂けませんでしょうか。 ・第1項の本事業の実施に市の介入がない ・市の指示で新たに費用が発生 ・受託事業者に過失がない	具体的な想定はありませんが、本項は第1項に基づき市が介入の通知を行い、市の指示によって何らかの対策等を実施したことにより、受託事業者における対象施設又は対象設備の維持管理コストが増加した場合、受託事業者に過失がない限り、市が当該増加コストを負担することを規定しています。なお、第4項の費用は、市の指示によって受託事業者が実施した対策等そのものの費用を指しています。
10	業務委託契約書(案) リスク負担について	17	第4章	第1節		他工事(下水工事やNTT工事など)で施設の一部が破損した場合の修繕費用は、他工事を行った者が賠償することとなりますが、これに起因して受託事業者に生じた人件費は、貴市にてご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	市は、第三者の工事に起因して生じた受託事業者の人件費を負担しません。受託事業者において原因者に対してご請求ください。
11	業務委託契約書(案) リスク負担について	17	第4章	第1節		既存施設とは本事業開始以降に受託事業者にて工事等業務を行っていない範囲の施設及び設備との認識でよろしいでしょうか。	記載いただいた対応箇所にご指摘の「既存施設」の文言はございません。
12	業務委託契約書(案) リスク負担について	17	第4章	第1節		原水に関するリスク負担は、実施方針P.24に、取水される原水の量及び水質が水道用として供する水準を保てなくなることに係るものとありますが、井戸等で塩水化や亜硝酸体窒素が高濃度となり、新規設備を追加すれば水質が水道用として供する水準を保つことができる場合の費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	水質への影響が受託事業者の維持管理業務の不備・不履行を原因として生じたものでない限り、ご理解のとおりです。
13	業務委託契約書(案) リスク負担について	17	第4章	第1節		実施方針P.23の別紙3のリスク分担表を業務委託契約書(案)へ添付頂けないでしょうか。また、可能でしたら実施方針 別紙1の想定QAのリスク分担に関わる事項も含めて頂けないでしょうか。リスク分担表は本事業の骨格をなす重要事項であり、業務委託契約書(案)で規程されるべきと考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。市と受託事業者間のリスク分担は業務委託契約の規定に従って判断されます。
14	業務委託契約書(案) リスク負担について	17	第4章	第1節		提案時に合理的に予見できない事象、既存資料の不備に起因して、受託事業者に損害又は増加費用が生じたときは貴市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	「提案時に合理的に予見できない事象」については当該事象の性質に合わせて業務委託契約の各規定に従って判断します。 「既存資料の不備」に関して、受託事業者は善良な管理者として事業開始に当たっては市提供資料の確認を行うこととなりますが、その上で、既存資料の不備に起因して、受託事業者に損害又は増加費用が発生した場合は市側のリスクと考えております。
15	業務委託契約書(案) 協議事項等について	22	第84条			本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた場合に、協議の結果、受託事業者に生じた損害又は増加費用を貴市にて負担頂けることとなった際は、その協議が長期化した場合にも、事業期間内はその支払い又は精算をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問が「協議の結果、市が負担することとなった損害又は費用については、協議期間中に生じたものも含めて市が負担するのか」とのご趣旨であれば、当該協議において別途の合意がない限りは、ご理解のとおりです。
16	業務委託契約書(案) 管路に係る修繕の適用範囲について	24	別紙1	2		「管路に係る修繕」とは、導水管及び送配水管の修繕とありますが、「給水管の一部」も対象という理解でよろしいでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。
17	業務委託契約書(案) 前払金の取扱いについて	32	別紙3	2	(1)	① 管路に係る工事においては前払金の支払いを市へ請求できるとありますが、屋形山配水池を含む、施設更新工事においても同様の取扱いという理解でよろしいでしょうか。	施設更新工事においては、前払金の支払い対象外となります。
18	業務委託契約書(案) サービス対価(固定)の記述について	31	別紙3	1	別表1	サービス対価(固定) 「事前対応災害発生時の対応」は 「事前対応」「災害発生時の対応」の2項目である理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

19	業務委託契約書(案) 量水器購入費算定式の誤記について	34	別紙3	2	(5)		量水器購入費＝量水器単価(円/個)× 漏水器購入数(個)のうち、漏水器購入数(個)は量水器購入数(個)の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	業務委託契約書(案) 量水器購入の報告等について	35	別紙3	3	(1)	別表3	資本的支出 変動費 量水器購入費の備考に「各事業年度の工事実施計画書において調整可能なため考慮しない」とありますが、量水器購入は調達品管理業務であり、工事等業務でないことから、工事実施計画書の作成は不要との理解でよろしいでしょうか。また、サービス対価(変動)に記載の通り、「各年度の第4四半期において支払うものとする」とあることから、第4四半期に当該年度の購入数を報告・対価の請求を行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段は工事実施計画書ではなく、業務実施計画書に記載してください。 なお、当該箇所の備考欄については、「受託事業者から企業局への実費請求のため物価変動は考慮しない」とします。 後段は、ご理解のとおりです。
21	業務委託契約書(案) 前回の顧客満足度アンケート結果について	38	別紙4	2	(1)	別表2(案)	顧客満足度アンケート結果について、①「前回」とは「包括委託を導入したことによる荒尾市水道事業等への評価及び検証報告書」(平成31年3月29日)P.26の結果(「満足」「やや満足」と答えた割合が92.1%)でしようか。②第2ステージにおける初回の際の「前回」と、2回目以降の「前回」は同じものとの理解でよろしいでしょうか。③下記の事項は、1例ですが少なくとも下記の状況の期間中はアンケートを実施しないとの理解でよろしいでしょうか。(純粋な窓口業務の満足度が反映されない状況と考えます。) ・実施方針の別紙3 P.24で、お客様対応リスクが貴市のリスクとなっている事項に関連する影響が出ると考えられる期間 ・不可抗力事象、伝染病などの影響が出ると考えられる期間 ④コンビニ収納等が始まり、窓口利用者が減少した場合は、アンケート数が減り、前回アンケートとの比較が難しくと考えられます。窓口利用者が減少した場合は、アンケートの実施の取りやめを協議させて頂けないでしょうか。⑤P.38の注記として、市は選定事業者と協議のうえ、別表2の内容を修正する場合がありますが、この項目自体の違反行為への適用を含め、違反行為とならない場合の条件を協議させて頂くことは可能でしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②①のとおり、2回目以降の「前回」とは、本契約に従って受託事業者が実施した前回の顧客満足度アンケート結果を指します。 ③ご理解のとおりです。実施時期にあたっては協議とします。 ④窓口利用の状況に応じて協議とします。 ⑤は契約前協議とします。
22	業務委託契約書(案) 施設の突発的な故障が発生した場合について	38	別紙4	2	(1)	別表2(案)	水道水の供給に問題ない状態であるが、施設の一部又は機能の一部が使用できない状態が3～6時間以上継続(四半期平均)とありますが、①施設とは管路も含まれた全施設となりますでしょうか。②時間を計測する方法、また業務要求水準書(案)P.13には仮復旧とありますが、開始と仮復旧完了の定義はどのようにお考えでしょうか。③別表2(案)では、四半期平均での確認とありますが、業務要求水準書(案)P.13には年平均とあり、整合が必要と考えます。④不可抗力時は、少なくとも違反行為には当たらないとの理解でよろしいでしょうか。⑤P.38の注記として、市は選定事業者と協議のうえ、別表2の内容を修正する場合がありますが、この項目自体の違反行為への適用を含め、違反行為とならない場合の条件を協議させて頂くことは可能でしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②開始とは警報・通報があったタイミングとし、仮復旧は正常運転に戻った状態とします。 ③年平均とします。 ④ご理解のとおりです。 ⑤No.21参照
23	業務委託契約書(案) 受託事業者帰責による苦情について	38	別紙4	2	(1)	別表2(案)	受託事業者帰責による苦情が2件発生、3件発生(四半期合計)とありますが、①カウントする市民からの苦情・クレームの件数について全てを対象とするのではなく、受託事業者の帰責が客観的に確認できた場合、かつ受託事業者の具体的な改善に繋がられるものに限定頂けないでしょうか。受託事業者として、適切な対応をしているもの、改善する術がないものを違反行為とすることは酷と考えます。②下記の事項は、少なくとも受託事業者の帰責とならないとの理解でよろしいでしょうか。 ・管路の漏水対応に伴うもの ・料金滞納者によるもの ・通常に適切と判断できる市民への通知、説明等を行ったにも関わらず生じたもの ③P.38の注記として、市は選定事業者と協議のうえ、別表2の内容を修正する場合がありますが、この項目自体の違反行為への適用を含め、違反行為とならない場合の条件を協議させて頂くことは可能でしょうか。	①原案のとおりとします。受託事業者の帰責による苦情の件数をカウントすることになりますので、苦情の内容が失当であるものは対象に含まれません。 ②上記①記載のとおり受託事業者の帰責事由の有無により判断します。 ③No.21参照
24	業務委託契約書(案) 計画外の受託事業者の工事等業務に起因して発生する断水について	38	別紙4	2	(1)	別表2(案)	計画外の受託事業者の工事等業務に起因して発生する断水が1～2回以上発生とありますが、①完全な断水の場合のみ適用され、赤水、圧力低下等は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。②事業者の帰責では防ぐことのできない機器等の初期不良によるものは、少なくとも受託事業者の帰責とならないとの理解でよろしいでしょうか。③P.38の注記として、市は選定事業者と協議のうえ、別表2の内容を修正する場合がありますが、この項目自体の違反行為への適用を含め、違反行為とならない場合の条件を協議させて頂くことは可能でしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③No.21参照

25	業務委託契約書(案) ポータルサイトの付与について	40	別紙4	3	(4)	<p>受託事業者は提案した水準を超えて、市又は市民に多大な貢献をした場合、市は、受託事業者にボーナスポイントを与えることができるとありますが、具体的にどのような場合に付与となりますでしょうか。違反行為の内容と連動し、受託事業者へのインセンティブとなるような事項はボーナスポイントの対象と考えると考えますが、いかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間を通じて是正レベルの認定がなかった場合 ・前回の顧客満足度アンケート結果から「満足」「やや満足」と答えた割合が5ポイント以上増加した場合 ・不可抗力発生時に提案した水準を超えて対応した場合 ・市から依頼のあった業務要求水準書及び提案事項以上の業務を行った場合 <p>など</p>	市又は市民に多大な貢献をした場合、貢献した内容に基づき市にて決定します。
26	業務委託契約書(案) 水道工事に係る開発行為に関する窓口協議補助業務の報告等について	45	別紙5	4	(1)	<p>○水道工事に係る開発行為に関する窓口協議補助業務の報告について、「報告：●完了時」となっておりますが、窓口協議補助業務であれば、「埋設管調査対応」と同様「報告：四半期」と認識しますがその理解でよろしいでしょうか。また、「報告：四半期」でなく「報告：●完了時」である場合、何を以て「完了」とするかご教示いただけないでしょうか。</p>	報告は四半期とします。
27	業務委託契約書(案) 業務委託契約書と業務要求水準書の記述の相違について	46	別紙5	5	(4)	<p>「○井戸の浚渫(井戸ポンプを更新する際に同時に実施)」とありますが、業務要求水準書には記載がありません。業務要求水準書への記述漏れとの理解で良いか。</p>	井戸の浚渫は井戸ポンプの更新工事に含めるものとし、工事の際に同時に実施いただけます。項目からは削除します。
28	業務委託契約書(案) 井戸の浚渫の報告等について	46	別紙5	5	(4)	<p>「○井戸の浚渫(井戸ポンプを更新する際に同時に実施)」の業務等報告の「個別完成図書」の欄に「○」がありませんが、調査報告書等は不要という認識で良いか。</p>	No.27参照
29	最終事業年度の目標収納率の設定について	47	別紙6	3		<p>「最終事業年度においては当該事業年度の末日とし、…(省略)に検査するものとする。」とありますが、3月末平均値に対し9月末平均値では非常に厳しいと考えます。最終事業年度の目標収納率は平成25・26・27年度の3月末の平均値と考えてよろしいでしょうか。</p>	原案のとおりとします。
30	業務委託契約書(案) 不可抗力について	51	別紙10	2	(3)	<p>新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止措置に係る経費は、損害防止費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	具体的な感染拡大防止措置の内容に応じて市と協議して決めることとなります。なお、当該感染拡大防止措置が受託事業者に適用のある法令等の要請によるものである場合、又は当該感染拡大防止措置を実施しなければ本事業を実施することが合理的に不可能であると認められる場合には、不可抗力による損害防止費用に含まれるものと考えます。
31	業務委託契約書(案) 不可抗力による費用の負担について	51	別紙10	3	(1)	<p>法定耐用年数が経過している施設や管路が地震などの不可抗力で破損した場合の追加費用及び損害額については、貴市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	法定耐用年数の経過によって不可抗力による費用負担を決めることは想定していません。
32	業務要求水準書 受託事業者が第三者委託の責を負う中での水安全計画、水質検査計画の策定について	2	第1章	2	(1)	<p>受託事業者は、水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者を設置し、いわゆる第三者委託として水道法の責を負います。その中で、①水安全計画を更新するにあたり、その内容の更新および内容の履行については、受託事業者が責任(法令等遵守、要求水準遵守、善管注意義務を含む、以下同じ)を負う限り、受託事業者の判断に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。②P.12に、「～また、実施にあたっては平成29年3月策定の荒尾市水安全計画に定める管理措置及び対応方法を遵守すること。」とありますが、水安全計画の更新にあたり、受託事業者の案が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。③水質検査計画(案)は初年度以外、企業局の承認を得るものとなりますが、その内容の更新および内容の履行については、受託事業者が責任を負う限り、受託事業者の案が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	受託事業者の計画・提案内容が妥当かどうか等について市の確認を得るものとします。
33	業務要求水準書 業務の第三者への発注について	2	第1章	2	(2)	<p>委託業務は、原則として受託事業者(受託事業者を構成する事業者を含む)が直接業務を行うこととするが…とありますが、構成企業の子会社へ委託することは第三者への委託とはならないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	構成企業以外の企業への委託は第三者への委託となります。

34	業務要求水準書 営業日について	2	第1章	1	(4)	③①の営業日以外の休日等(但し、年末年始を除く)は、日直業務として窓口業務の対応をすること。とありますが、コンビニ収納の導入後は、日直業務としての営業窓口の開庁等の計画はありますでしょうか。	コンビニ収納導入予定ではありますが、現在のところコンビニ収納開始による営業窓口の変更の計画はありません。契約後に窓口状況を見て変更する可能性はあり、その場合は協議とします。
35	業務要求水準書 ビジョンの施策について	5	第2章	1		荒尾市水道ビジョン(2018年)P.67の表4-3の施策のうち、4条分については、業務要求水準書 別紙3 工事業務対象施設一覧に含まれていることを確認しましたが、特に3条分については、記載がありません。このため、3条分については業務要求水準、見積上限額に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。含まれる場合は、様式Ⅳ-5の見積内訳書の別紙⑩委託費(資本的支出分)に計上するとの理解でよろしいでしょうか。民間側として業務を実施する予定をしておくべきと考えますので、ご教示頂けますと幸いです。	受託事業者に実施いただく業務については要求水準書をご確認ください。
36	業務要求水準書 経営補助業務について	6	第3章	1	(1)	主な業務に○国庫補助申請書および根拠書類の作成等とありますが、“等”の業務内容を具体的にご教示ください。	国庫補助申請書および根拠書類の作成等 ・国庫補助金交付金に関連する諸手続補助 (概算要望、本要望、申請、請求、定期報告、完了実績報告) ・水道事業企業債に関連する諸手続補助 (協議予定額調、協議書、借入申込) ・照会回答作成補助 (公共事業執行状況調、日水協等照会、水道統計、資本費算定等)
37	業務要求水準書 中長期計画の更新業務について	6	第3章	1	(2)	中長期計画の更新業務として、荒尾市水道ビジョン、アセットマネジメント、水安全計画及びBCM(危機管理計画、BCPといった災害対策及び事故対応に関する計画)等の中長期計画について、変更があった場合に適宜更新を行うとありますが、①適宜更新のため、受託事業者としては、決められた成果を収める形ではなく、更新業務を行うことを目的とした役務提供としての業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。決められた成果を収める形の場合は、各中長期計画に対して、仕様書のご提示が必要と考えます。②更新の判断は内容も含めて受託事業者の判断で行うとの理解でよろしいでしょうか。または、貴市と受託事業者の協議による更新の判断で、内容の決定も含めて貴市との共同での作成作業となりますでしょうか。③中長期計画に記載される内容の履行については、受託事業者が責任(法令等遵守、要求水準遵守、善管注意義務を含む)を負う限り、受託事業者の判断に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②市と受託事業者との間で協議により決定します。 ③中長期計画は市の水道事業者としての基本方針を定めたものであり、受託事業者が実施する内容は要求水準に定められているとおりです。
38	業務要求水準書 調査、問合せ対応及び補助業務について	7	第3章	1	(3)	主な業務に○埋設管調査対応(下水道含む)とありますが、下水道に関する対象範囲を具体的にご教示ください。排水設備のみ対象でしょうか。現地立会や調査を必要とする場合がありますがその有無、また、処理区域や下水道整備計画に関する説明の有無等をご教示ください。	対象は排水設備に限らず、認可区域や供用開始区、管渠、公共樹等の情報です。整備計画については、市側で回答を行います。
39	業務要求水準書 例規改廃案の作成について	7	第3章	2	(2)	主な業務に○例規改廃案の作成とありますが、市議会に関連する資料作成も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	業務要求水準書 広報関連業務について	7	第3章	2	(2)	各種イベントへの参加やパンフレット作成等について、要求水準事項として様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙⑧の広報活動の費用に含めるべきものがありましたらご提示いただけないでしょうか。	別紙⑧諸経費における広報活動費用としては、web広報(HP作成管理)、ポスター作成(300枚程度)、イベント(年2回程度)などを想定しています。
41	業務要求水準書 議会対策に必要な資料の提供について	8	第3章	2	(2)	議会対策に必要な資料の提供については、議会用資料を作成するというのではなく、あくまで資料作成に必要なデータ等の提供という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	業務要求水準書 財務関連補助業務について	8	第3章	2	(3)	主な業務に○予算書及び決算書作成とありますが、企業局と受託者との業務範囲を具体的にご教示ください。	(市)ありあけ浄水場及びありあけ浄水場から取水に係る上流域に関すること、職員人件費・手当、積算システム関連等 (受託事業者)上記以外のもの
43	業務要求水準書 見学者等対応業務について	9	第3章	2	(6)	他事業体等の視察対応補助も見学者等対応業務に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

44	業務要求水準書 お客さまへの漏水の危惧の通知と漏水確認調査の依頼について	10	第3章	3	(2)	お客さまへの漏水の危惧の通知と漏水確認調査の依頼の業務範囲について、漏水確認調査の依頼は、受託事業者がお客さまへ漏水確認調査の依頼を差し上げ、お客様からご要望があった場合に①漏水確認調査を行う業者をご紹介するまで②受託事業者が宅内漏水調査を行う業者に委託するまで、①②のいずれでもよいでしょうか。また、①までの費用については、様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙①人件費(収益的支出分)に計上し、②まで行う場合は、別紙⑤委託費(収益的支出分)の4.維持管理業務に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	業務範囲は②までです。費用は要求水準書に従い、別紙⑤委託費(収益的支出分)内訳3.営業業務(2)検針業務へ計上ください。
45	業務要求水準書 コンビニ収納について	10	第3章	3	(4)	事業期間内にコンビニ収納を導入する予定はありますでしょうか。また、導入にかかる初期費用および維持費用は貴市にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。貴市にてご負担いただける場合、様式Ⅳ-5見積内訳書にはコンビニ収納に関する費用は一切見込まなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	No.34参照
46	業務要求水準書 工事等業務について	11	第3章	4	(1)	①「管路工事においては「設計積算システム」「管路情報システム」を使用してデータを処理することとありますが、「設計積算システム」の代価表を用いてエクセルで作成した設計書は本内容に該当していると考えてよいでしょうか。「管路情報システム」とは、荒尾市上水道管理システムを指すと考えて問題ないでしょうか。	システムの使用方法について制限は設けませんので、エクセルで作成することも問題ありませんが、このことによる積算ミスが起きないように努めてください。 また管路情報システムと上水道管理システムは別のものです。
47	業務要求水準書 集金業務の適用範囲について	11	第3章	3	(5)	集金業務とは退去・引越し等で閉栓処理をなされた方において、その時点まで未払いの上下水道料金等がある方への集金との理解でよろしいでしょうか。	集金業務については、質問のあった引越し等の未払いの上下水道料金等のほか、毎月の上下水道料金等を集金しに行く業務が約30件/月ほどあります。
48	業務要求水準書 点検及び修繕業務	13	第3章	5	(4)	点検及び修繕において、実施年度の前年度までに点検及び修繕計画書を提出し、市の承認を得ることとありますが、毎年点検・修繕内容について市より査定を受け、応札時の金額から変更が発生する可能性があるという認識でよろしいでしょうか。	応札時の金額からの変更はありません。 現在の施設の状況を踏まえてご提案ください。
49	業務要求水準書 調達品管理業務について	13	第3章	5	(3)	量水器の購入及び受入、管理(個数については、量水器取替業務の参考資料参照)とありますが、給水申請における新設分の量水器を含む、との認識でよろしいでしょうか。	新規分は、含んでおりません。
50	業務要求水準書 突発的な対応における対応時間について	14	第3章	5	(4)	仮復旧までに要する時間は年平均3時間以内とすることとありますが、こちらは合計の時間ででしょうか。それとも1件あたりにかかる時間の平均でしょうか。合計としての年平均3時間以内は事案により異なりますが、重大な故障等の場合は非常に厳しい水準と考えます。	1件あたりにかかる時間の平均です。 重大な故障等に起因して平均時間が大きく上振れした場合については協議とします。
51	業務要求水準書 図面等の管理及び更新業務	14	第3章	5	(7)	主な業務に○更新業務として、道路占用台帳がありますが、道路管理者からの指示により道路占用台帳を新たに作成する必要が生じた場合、その費用負担は受託者になるのでしょうか。	費用負担は受託者になります。
52	業務要求水準書 環境対策及び安全衛生管理業務について	15	第3章	5	(8)	〇地盤沈下調査水準測量・荒尾市水道施設(必要箇所は参考資料とする)の水準測量を3年に1度実施し、経年的な調査を行うこととありますが、参考資料を拝見したところ、「7-8 1)地盤沈下調査水準測量調査実績参考資料」には「桜山水源地耐震診断・水道施設重要度区分調査業務委託」の情報が保管されており、対象が不明です。対象箇所と測量精度をご教示ください。	資料を別途提示します。
53	業務要求水準書 災害発生から緊急参集までの時間について	17	第3章	6	(2)	災害発生から緊急参集までの時間は3時間未満とすることとありますが、①激甚災害など人命にかかわる災害が発生した場合は参集できない(参集すること自体が人命に関わる)ことも考えられます。このように、事業者には帰責はなく、やむを得ず参集できない場合は、本規定の適用外として頂けないでしょうか。②業務委託契約書(案)P.38の注記として、市は選定事業者と協議のうえ、別表2の内容を修正する場合がありますが、この項目自体の違反行為への適用を含め、違反行為とならない場合の条件を協議させて頂くことは可能でしょうか。	①基本的には災害の程度に関わらず、提示した時間内に参集しなければ、違反行為に該当すると考えております。ただし安全上の問題が最優先であることは理解しておりますので、遂行することが難しい場合はその都度協議となると考えております。 ②については、業務委託契約書(案)別表2については、市が案を作成したうえで、優先交渉権者との間で協議により決定します。
54	業務要求水準書 災害時以外の応急給水について	17	第3章	6	(2)	災害発生時についての記載がありますが、災害時以外かつ荒尾市の給水区域外において、貴市が所有する応急給水タンク等での応急給水があった場合の追加費用は貴市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	業務要求水準書 応急給水支援について	18	第3章	6	(2)	市が所有する応急給水タンクが即座に運搬可能な計画とは、応急給水を実行するとなった際に、遅滞なく応急給水タンクを搭載できる車両等を用意しておくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

56	業務要求水準書 危機管理対応業務の分類について	17 18 13	第3章 第3章 第3章	6 6 5	(2) (5) (4)	要求水準書より、危機管理対応業務において「災害発生時の対応」と「事故時対応」が分類されているが、これらの違いはどのように定義されているか。維持管理業務の「点検及び修繕業務」で記載されている「突発的な業務」の対象範囲と併せてご教授いただけないでしょうか。	BCMで定める災害と事故(水質汚染事故等)の違いとなります。維持管理業務で定める突発的な事故については、これらの定めに限らない、すべての突発事故と考えてください。
57	業務要求水準書 危機管理対応マニュアルの位置づけについて	18 6	第3章 第3章	6 1	(3) (2)	「6 危機管理対応業務に係る要求水準」全般としては「企業が定めるBCMに基づく...」とある一方で、その中の「(3)災害対策訓練等」のみ「危機管理マニュアルに基づき」とあるが、「危機管理マニュアル」とは「1 経営及び計画支援業務に係る要求水準」の「(2)中長期計画の更新業務」に記載されている「危機管理計画」と同義であるという認識でよろしいでしょうか。または、厚生労働省の『危機管理対策マニュアル策定指針』において、危機管理対策マニュアルは、基本的な考え方などの「総論」に該当する部分をまとめたものに該当するとの認識でよろしいでしょうか。「危機管理マニュアル」の定義、対象事象、位置づけについてご教授いただけないでしょうか。	危機管理マニュアルをBCMに修正します。
58	業務要求水準書と提出書類作成要領の相違について	18	第3章	6	(4)	危機管理対応業務に関して、要求水準書では「災害対策用資機材の管理」、提出書類作成要領(様式Ⅲ-8-4)では「災害対策用資器材の管理」となっている。統一していただけないでしょうか。	様式Ⅲ-8-4を修正します。
59	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事について	34	別紙2	1	(1)	今回撤去予定の既No.1配水池の南西部にある360°監視カメラが盛土部に設置しており、盛土部の撤去時に支障がある為、監視カメラを撤去してよろしいでしょうか。	工事に支障をきたすことによる一時的な撤去は認めますが、工事期間中の移設、完成後の再設置が必要だとご理解ください。
60	業務要求水準書 新設配水池の供用開始時期の確認について	34	別紙2	1	(1)	「No1配水池を撤去したうえで配水池を新設し、供用開始後、…」とありますが、新設配水池の供用開始時期や各既設配水池の撤去時期は、特に制約がなければ、事業者側で提案させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に制約の記載がありますので、提案による時期の変更は行えません。受託後における変更については、No.93を参照ください。
61	業務要求水準書 屋形山配水池の工事条件について	34	別紙2	1	(1)	「～供用開始後、既設No.2、No.3配水池及び不要管路等を撤去するものである。」と記載がありますが、既設仕切弁上流まで撤去すると断水工事若しくは断水が複数発生する工事が想定されます。既設管路撤去範囲を明示して頂けないでしょうか。	撤去範囲は、引き続き利用する既設管に接続している最も近傍の仕切弁までとします。仕切弁がない場合は、工法をご提案ください。
62	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事について	34 35	別紙2 別紙2	1 1	(1) (3)	図2-1 表2-2 既設配水池撤去時において連通管はNo.1～No.3を連絡しておりNo.2とNo.3は撤去となるためNo.1撤去時に廃止としてよろしいでしょうか	No1配水池撤去に伴い不要となる配管については、No1配水池撤去に合わせて、撤去が可能です。
63	業務要求水準書 屋形山配水池の工事条件について	35	別紙2	1	(3)	① 既設監視カメラの監視範囲を明示して頂けますでしょうか。また、同範囲を監視できる場合、既設照明柱への監視カメラの移設は可能でしょうか。	既設監視カメラは360°範囲です。質問にある既設照明柱がここでは特定できないため、一概にはお答えできませんが、監視上問題なければ移設は可能です。
64	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事業務に関する基本事項について	36	別紙2	1	(3)	②、イ、(ア) b屋形山配水池更新工事業務に係る基本設計及び実施設計との記載がありますが、本工事は性能発注ではなく、実施設計後の仕様発注となるのでしょうか。	提案に基づく基本設計及び実施設計を実施いたします。
65	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事業務に関する基本事項について	36	別紙2	1	(3)	②、イ、(ア) 本業務において、土地所有者調査は含まれるのでしょうか。もしも地権者との交渉、境界立会やトラブルが発生した場合のリスクはどちらにあるのでしょうか。	前段：土地所有者調査も業務に含まれます。後段：交渉、立会が発生した場合は、受託事業者の施工そのものに対する苦情等については民間事業者とし、それ以外については市のリスクとします。
66	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事における工事用道路について	36	別紙2	1	(3)	②、イ、c 工事ヤード等の確保とありますが、屋形山配水池更新工事を実施するにあたり、大型車両が通行できる工事用道路は存在しますでしょうか。工事用道路が無い場合、作成できる場所をご教示いただけますでしょうか。また、道路作成を行う場合の費用は市の負担でよろしいでしょうか。	既存進入路が利用可能であると考えています。
67	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事について	36	別紙2	1	(3)	②、イ、c 屋形山入路に樹木が生い茂って居りますが工事用車両、重機が通行時樹木を傷付ける危険性があり、工事完了時に適切に切断処理させて頂いてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

68	業務要求水準書 会計検査対応への 支援について	36	別紙2	1	(3)	②,イ,(ウ), d	会計検査対応への支援が本業務に含まれています。これは、検査時の質疑への回答案作成作業という認識でよいでしょうか。会計検査時の検査室同席、控室待機まで必要でしょうか。	同席が可能となれば、同席までお願いします。不可であれば、控室待機とします。
69	業務要求水準書 工事期間中の ユーティリティについて	42	別紙2	2	(3)	④	「工事期間中に必要な電力及び水等については、事業者の責任において調達し、その費用を負担すること。」と記述がありますが、適切な範囲で使用し得ることが想定される場合は、貴局と協議の上、貴市所有の水道施設等から調達を行ってもよろしいでしょうか。また、工事中電源を場内でお借りできる端子はありますか。	工事中電源をお貸することは、使用用途及びその出力の程度によるため、一概にお答えできません。端子の有無についても同様です。協議により市が承諾した場合は、可能となるとご理解ください。
70	業務要求水準書 屋形山配水池更新 工事における 責任施工の内容 の確認について	42	別紙2	2	(3)	⑤	「事業者は、本書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために必要なものは、事業者の負担で施工すること。」とありますが、ここでいう性能とは「P.48 3 (4) ア」の性能試験計画書に示した内容を指すという理解でよろしいでしょうか。	P.48 3 (4) ア」の性能試験計画書に示した内容を含め、通常の水道用配水池に求められる一般的な性能とお考え下さい。
71	業務要求水準書 工事等業務につ いて	42	別紙2	2	(3)	⑦	熊本県「建設発生土の利用と処理指針」において、やむを得ず捨土を行う場合は、発注者が建設発生土の行き先を完全に把握するため指定処分とし、残土の受入場所及び運搬経緯等の条件明示を徹底するとともに、積算にあたっては、残土の処理費等を適正に計上するものとしていますが、設計建設業務における適切な捨土の処理についてご教示いただけませんか。	同指針に基づき、ご対応ください。
72	業務要求水準書 管材の規格につ いて	44	別紙2	3	(1)	③	「管材や弁などの水道資材については、日本水道協会の規格品を使用すること」とあります。必要に応じて一般に使用されているメーカー規格品等を提案することは可能でしょうか。(例：両受GX型両受仕切弁伸縮可とう管)	現時点で提案内容が不明であるため、一概にお答えすることができませんが、協議により市が承諾すれば可能とします。
73	業務要求水準書 屋形山配水池更新 工事における 既設バルブの動 作不良リスクにつ いて	45	別紙2	3	(2)	①,イ	「新設管と既設管との接続の際には・・・」とありますが、全ての既設管バルブの開閉動作(閉の場合は完全止水)は可能であるものとして提案させていただきます。しかし、実際の現地にて開閉動作(閉の場合は完全止水)が不可能であった場合、不排水バルブ等や工程遅延による追加費用負担は貴市側にあるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、代替工法等については、都度ご提案いただき、内容について協議します。
74	業務要求水準書 地質条件につ いて	45	別紙2	3	(2)	②,イ	地質調査はNO.1配水池撤去後に実施することとされていますが、配水池提案に必要であるため、地盤種別が判別できる程度の地質条件をご教示ください。	予定地における調査データがないため、ご提示できません。参考として、近傍の地質調査結果を提示しています。
75	業務要求水準書 地質条件につ いて	45	別紙2	3	(2)	②,イ	地質調査はNO.1配水池撤去後に実施することとされていますが、場内配管提案に必要であるため、地表部付近の土質(岩掘削が必要かどうか)がわかる地質条件をご教示ください。	質問No74を参照ください。
76	業務要求水準書 屋形山配水池更新 工事における 家屋調査の範囲 確認について	45	別紙2	3	(2)	②,エ	「工事沿線の家屋を中心に、必要に応じて家屋調査を実施すること。」とありますが、本調査の実施有無を含めた範囲や調査内容は、事業者側で提案させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	業務要求水準書 屋形山配水池更新 工事における 測量調査の範囲 確認について	45	別紙2	3	(2)	②,ア	測量調査は本配水池更新工事で最低限必要な範囲を事業者側で提案させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	業務要求水準書 屋形山配水池更新 工事における 埋設物の配管や 電気ケーブル等 の資料について	46	別紙2	3	(2)	⑥	場内の既設配管や既設ケーブル等の埋設物について、土被り、標高レベル、管割図等の詳細資料を貸与願います(工事費の算出が困難であるため)。	参考までにNo. 4配水池築造時の資料を提示します。その他については資料がないため、再度現地見学会を実施して確認頂くことを検討します。

79	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事における配水池廻り配管の確認について	46	別紙2	3	(2)	⑥,キ 既設管が耐震管でない場合は更新することありますが、送水管と同様の管種に該当しなければ(管種が不明の場合も)、送水管の管種に準じて更新する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事における排水可能流量等の条件確認について	46	別紙2	3	(2)	⑤,ア 「新設配水池の排水管は…排水管の口径は、清掃等維持管理業務の実施を踏まえ、事業者が提案すること」とありますが、排水可能流量 (m3/sec) や1日当りの排水可能時間 (hr) などの条件をご教示下さい。	池内清掃等のための運用停止から運用再開までの日数を、7日間以内としてご提案ください。
81	業務要求水準書 伸縮可とう管について	46	別紙2	3	(2)	③,ソ 今回設置する避雷設備の保護範囲は今回建設する新配水池のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	業務要求水準書 伸縮可とう管について	46	別紙2	3	(2)	⑥,ウ 地盤が強固であることが明らかである場合、合理的であれば、配水池との取り合いに伸縮可とう管ではなく継ぎ輪2個設置により可とう性を確保させても問題ないでしょうか。	提案内容により協議とします。
83	業務要求水準書 無停電電源装置について	47	別紙2	3	(3)	③,エ 「適切な容量の無停電電源装置」とありますが、確保する容量(稼働時間)は事業者提案ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	業務要求水準書 緊急遮断設備について	47	別紙2	3	(3)	⑤ 緊急遮断設備の設置位置は、今回建設する新配水池の流出部でしょうか。	ご理解のとおりです。
85	業務要求水準書 緊急遮断設備について	47	別紙2	3	(3)	⑤ 地震計連動機能を想定されていますが、過流量による稼働は不要でしょうか。	提案により機能が増えることについては問題ありません。
86	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事における予見不可能な埋設物等のリスクの確認	47	別紙2	3	(3)	⑥,イ 「工事において、支障となる設備の移動等の必要が生じた場合は…」とありますが、公表された資料情報では予見不可能な地中障害物や埋設物の存在が調査や施工中に判明した場合、それらの撤去及びそれらに起因する工事等、本事業の事業者が発生した追加費用は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	発生した内容により協議とします。
87	業務要求水準書 屋形山配水池更新工事における監視装置更新後の運用について	53	別紙3			屋形山配水池でITV監視装置更新がありますが、信号の通信方法をテレメータ化や無線化した場合、通信費は市の負担でよろしいでしょうか。	通信費が必要となった場合は市の負担となります。
88	提出書類作成要領 様式Ⅳ-5見積内訳書別紙①人件費(収益的支出分)内訳の記載方法について					様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙①人件費(収益的支出分)内訳について、SPCIに配置予定人員毎に人件費を計上することありますが、事業継続の観点から、1人の人材が複数の業務を担当できるマルチ化を進めたいと考えています。この場合、1人毎に担当業務を縛って人件費を計上することが結果として実態と合わないこととなります。もし、人材のマルチ化にご賛同いただけるのであれば、例えば、各業務ごとにサービス提供費用として一式表示として頂き、それぞれ何人工の人材で対応するかを記載することでご対応頂けないでしょうか。ただし、担当業務の責任を明確にするため、責任者レベルの人材は配置予定人員毎に人件費を計上します。	提案事業者からの配置案につきまして、配置する責任者及び人数が示されているかぎりにおいては、ご質問に記載のとおりで構いません。但し、提案内容を踏まえてヒアリングをさせていただく場合があります。

89	提出書類作成要領 様式Ⅳ-5見積内訳書別紙⑨の 管路修繕費について					管路修繕費については様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙⑨で年間30,900千円(税抜)と定められておりますが、管路修繕に係るSPCの人員費がかかる場合は、別紙①にて計上すればよろしいでしょうか。また、この場合、管路修繕費が年間30,900千円(税抜)である場合の人員費しか計上することができませんが、管路修繕費が年間30,900千円(税抜)を超過した場合は、業務委託契約書(案)第21条第2項に基づき、管路修繕費とは別途、その人員費分を市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。その場合、P.31別表1のサービス対価(修繕)の扱いとなりますでしょうか。人員費であるため、サービス対価(固定)との認識もありませんが、該当する業務に管路修繕業務がないため、取り扱いをご提示頂ければ幸いです。	前段はご理解のとおりです。 中段は、超過した場合の人員費の取り扱いは協議とします。 後段は、サービス対価(固定)とします。
90	提出書類作成要領 様式Ⅳ-5見積内訳書別紙⑪動力費⑬光熱水費について					様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙⑪動力費⑬光熱水費について、新電力等が導入された場合は変更されるとの認識でよろしいでしょうか。	動力費、光熱水費については、その時点での市の契約単価に基づきサービス対価(変動)としてお支払いします。
91	提出書類作成要領 様式Ⅳ-5見積内訳書別紙⑫人件費(資本的支出分)内訳の記載方法について					様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙⑫人件費(資本的支出分)内訳について、SPCに配置予定人員毎に人員費を計上することありますが、工事等業務費の内訳である別紙⑭-2、別紙⑭-3では、対象施設毎に調査費・設計費・工事費を含めた金額を予定実施年度に計上することあります。このことから、SPCに配置する人員で調査・設計等を行う場合の人員費は、別紙⑭-1の管路更新工事を含めて、工事等業務費内訳の対象施設毎の金額に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	管路工事および構造物・設備工事ともに、SPCに配置する人員で調査・設計・監督等を行う場合の人員費は、別紙⑫へ計上してください。 別紙⑭-1の管路工事費内訳は工事費のみとなり、管路工事の調査・設計等を第三者に委託する場合は、別紙⑭に項目を追加して、管路工事調査設計委託費用等の名称にて計上してください。 別紙⑭-2、⑭-3は「工事費の金額を計上すること。」に修正します。 工事の調査・設計等を第三者に委託する場合は、別紙⑭に項目を追加して、構造物及び設備工事調査設計委託費用等の名称にて計上してください。
92	参考資料 管路の整備費について					参考資料アセットマネジメント関連資料の施設再構築において、管路の年間整備費は3億円とされていますが、これは税込み価格でしょうか。3億円が税込み価格の場合、様式Ⅳ-5見積内訳書の別紙⑭-1の自動計算是「管路更新工事=272,727千円×事業者提案削減率」となりますでしょうか。	前段は、税抜きです。 後段は、見積内訳書では、272,727千円ではなく300,000千円にて自動計算します。
93	その他 屋形山の分割発注について	50~58	別紙3			工事業務対象施設一覧における各工事施工年度について、受託後の工事年度は、事前に市と協議の上、変更可能と考えてよろしいでしょうか。	基本的に変更はできませんが、やむを得ないものとして市が承諾した場合には、変更も受け入れるものとします。
94	その他 第1ステージでの質問回答について					荒尾市水道事業等包括委託(第1ステージ)6.公募要領等に関する質問への回答について(平成27年8月4日掲載)は、第2ステージにおいても有効と考えてよろしいでしょうか。有効でない場合も考えて、再度ご質問させて頂くことをご了承下さい。	公募要領等のとおりであり、有効ではありません。
95	業務要求水準書 業務の第三者への発注について	2	第1章	2	(2)	(No.94の再質問事項) 委託業務は、原則として受託事業者(受託事業者を構成する事業者を含む)が直接業務を行うこととするが…とありますが、構成企業(協力企業を含む)へ委託することは第三者への委託とはならないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	業務要求水準書 図面等の管理及び更新業務	14	第3章	5	(7)	(No.94の再質問事項) 水道施設の維持管理に必要な各種図面…の管理、データ更新を行うこととありますが、既存の手書き図面等は電子化まで不要で、原紙の管理までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	業務要求水準書 図面等の管理及び更新業務	14	第3章	5	(7)	(No.94の再質問事項) 水道施設の維持管理に必要な各種図面…の管理、データ更新を行うこととありますが、現状存在しない図面及び資料の作成のための測量や試掘調査は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	業務要求水準書 第三者への発注が可能な業務	20	第4章	3		(No.94の再質問事項) 第3者への発注が不可能な業務が設定されていますが、これは業務の全部を発注することが不可ということであり、貴市との協議の上、貴市の承認が得られた場合は、これらの業務の一部を第三者へ発注することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。